

感染対策に関わる事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

開西病院（以下「当院」とする）の使命は地域に密着した高度な医療を安全に提供する事にある。
したがって我々医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。
医療関連感染予防対策及び医療関連感染発生時の対応等における体制を確立し、適切かつ
安全で質の高い医療サービスの提供を図っていきます。

2. 院内感染防止対策のための委員会、組織に関する基本事項

医療関連感染発生時の迅速な対応策、及び医療関連感染の予防を図るため次の組織を設置し、
毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。
また感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策のため、迅速かつ機動的な活動を行
います。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会
講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症発生状況報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を
報告し、注意喚起を行います。 感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出
状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、
疫学調査を行い感染拡大の防止を行い、必要に応じ地域の医療機関や保健所と連携し速やか
に対応します。 また、4回/年管内のICTのカンファレンスに参加し、情報共有を行っています。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。
あわせて感染防止の意義および手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願い
します。

7. 抗菌薬適正使用に関する事項

耐性菌の出現予防のために広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定めています。
抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを適切な抗菌薬使用となるように努めます。

8. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために 必要な基本事項

- 1) 感染防止対策の推進のため、「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、病院職員
は遵守します。
マニュアルはガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。
- 2) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し
B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。
- 3) 各部署ラウンド及び結果の共有、ICTメンバーによる週に1度のラウンド及び結果の
共有により必要に応じて対策状況を確認、指導等に努めます。

